

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年10月2日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月17日から同年11月6日まで縦覧に供する。

平成26年10月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 流田地区	高松市創造都市推進 局産業経済部土地改 良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 一小路地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 川上地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 行司池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 山ノ神池地区	〃
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上万塚地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 小田名地区	〃